

熊谷市農業委員会
第26回総会議事録

令和5年9月28日（木）
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第26回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和5年9月28日(木) 午後1時30分
- (2) 閉会の日時 令和5年9月28日(木) 午後2時35分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター 大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 41名
- (2) 欠席数 6名

農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	木村 進	11	出	田中 輝久
2	出	森田 豊	12	欠	柿沼 憲雄
3	出	塚田 修	13	出	笛木 清
4	出	大島 正	14	出	栗原 一森
5	出	関口 久夫	15	出	大鷲 利夫
6	出	木部 富次	16	出	大野 隆一
7	出	金井 和夫	17	出	水野 明
8	出	神沼 孝治	18	出	腰塚菜穂子
9	出	権田 久男	19	出	上山 豊明
10	出	夏目 亮一			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	中嶋 儀臣	15	欠	関口 明男
2	出	西田 茂夫	16	出	滝田 法明
3	出	根岸 勇	17	出	吉田 正己
4	出	伊藤 由行	18	出	岡田 藤寛
5	出	野邊 八雄	19	欠	小崎 信明
6	欠	福島 清一	20	出	戸森 貫一
7	出	石井 芳夫	21	出	長谷川 隼男
8	出	稲村 文男	22	出	坂本 三郎
9	出	菊地 修一郎	23	欠	田沼 寛央
10	出	漆原 秋夫	24	欠	細田 文男
11	出	鯨井 章男	25	出	森 一男
12	出	中島 正樹	26	出	中川 登美夫
13	出	奥野 進	27	出	林 和弥
14	出	小澤 好則	28	出	吉野 福司

4 議 事

(1) 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 農地利用最適化推進委員の辞任に対する同意について

議案第7号 令和6年度熊谷市農業施策に関する意見書（案）について

(2) 報 告

- 報告事項 (1) 農地法第 3 条の規定による届出について
- 報告事項 (2) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告事項 (3) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- 報告事項 (4) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- 報告事項 (5) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について (合意
解約)
- 報告事項 (6) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 1 号の規定による届出
について (2 a 未満の農業用施設)
- 報告事項 (7) 競公売買受適格者の証明について (農地法第 5 条届出該当)
- 報告事項 (8) 再弁明書について

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木部 富次

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	<p>皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第26回総会を開会いたします。</p> <p>それでは、はじめに、木部会長から御挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(会長あいさつ)</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以降の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、木部会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局次長	<p>本日の出席は、農業委員は19名中18名であります。また、農地利用最適化推進委員については28名中23名でございます。</p>
議長	<p>事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。</p>
	<p>(議長一任の声あり)</p>
議長	<p>議長一任の声がありました。それでは、議事録署名委員については、16番、大野委員、17番、水野委員にお願いいたします。</p> <p>また、書記には事務局職員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。本日、審議いたします案件は、</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (一時転用)</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について</p> <p>議案第6号 農地利用最適化推進委員の辞任に対する同意について</p> <p>議案第7号 令和6年度熊谷市農業施策に関する意見書(案)について</p>

議長	<p>以上、7議案です。よろしく御審議願います。</p> <p>各議案については概要説明とさせていただき、短時間での審議としたいと思いますので、御協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局から議案第1号について概要を説明する。】</p> <p>議案書は1頁から3頁、議案書資料については1頁から2頁を御覧ください。</p> <p>概要の説明に先立ちまして、1点、議案書資料の訂正がございます。議案書資料2ページの議案番号10番について、右から2列目の「第1号、6号現地確認日・現地確認者」欄の「小崎推進委員」は「戸森推進委員」の誤りでした。お詫びして訂正をお願いします。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については全10件の申請となっており、取引額、現地確認等は資料に記載してありとあります。</p> <p>全案件とも譲受人の経営する全ての農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数等から、今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号については、全件、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>説明は以上となります。御審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。</p>

	<p>次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局から議案第2号について概要を説明する。】 議案書の4頁、議案書資料の3頁を御覧ください。 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については1件のみとなり、内訳は「住宅の敷地拡張」です。 農地区分や申請事由等は、議案書資料に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございませぬ。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませぬか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p>
事務局	<p>次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p> <p>【事務局から議案第3号について概要を説明する。】 議案書の5頁から、議案書資料は4頁から5頁を御覧ください。 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については全20件、内訳は「自己用住宅」12件、「住宅敷地拡張」1件、「資材置場」2件、「駐車場」2件、「太陽光発電」3件です。 農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。 ここで議案番号9について補足説明がございます。本件の申請地に隣接する事務所の敷地についても一体利用することを後日代理人から申出がありました。したがって事務所敷地を併せた本件の全体地積は4680.21㎡となります。 以上、御審議の程よろしくお願いたします。</p>

議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>議案番号5番、6番、7番について事前に御質問をいただいております。これらは全て太陽光の案件です。御質問の内容は、申請地に隣接する農地に太陽光発電設備の設置に伴う影響はないかというものです。場所的な立地基準としては、議案番号5、6、7番全てが議案書資料にも記載のとおり第2種農地となります。したがって立地基準上は野立ての太陽光発電設備の転用見込みがある場所となります。続いて、隣接地の現況についてですが、議案番号5番及び6番は、申請地と隣接地との間に道路や水路といった長狭物があり直接接していないので大きな影響はないものと思われま。議案番号7番に関しては西側に隣接農地がありますが、太陽光パネルの設置位置は隣接農地との境界から3m離れて設置される予定であるため影響はないと思われま。また、全てに共通して環境政策課が所管する太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の中で近隣住民への説明会の実施が義務付けられており、周辺地域の理解を得ながら進める予定です。</p> <p>また、事務局としても農地法第5条の許可申請書の中で、事業者に対し周辺農地へ万一被害が出た場合は誠意を持って迅速に対応することを確認しており、3件とも盛土を行わないとのことから、影ができるなどの高低差による影響もないと思われま。以上のことから、太陽光発電設備の設置による周辺農地への支障はないものと考えま。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明が終わりました。本案について、質疑、意見等を求めま。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたしま。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めま。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)を上程し、事務局の説明を求めま。</p>
事務局	<p>【事務局から、議案第4号について概要を説明する。】</p>

	<p>議案書の13頁を御覧ください。御説明に先立ちまして、議案第4号の議案書の差替えをお願いします。差替えの議案書はお手元に用意しております。</p> <p>変更点について御説明いたします。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請（一時転用）については、「公共工事の為の資材置場」を目的とした案件1件ですが、後日代理人から資材置場として利用する範囲について申請地の一部の利用にとどまるという申出があったため、面積の項目につきまして、実際に利用する面積の追記をしております。</p> <p>以上となります。御審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>（なしの声）</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手 全員）</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p>
議長	<p>次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局から議案第5号について概要を説明する。】</p> <p>議案書の14頁から18頁、議案書資料6頁を御覧ください。</p> <p>議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について御説明いたします。</p> <p>申請件数は、全35件、64筆、78,313.00㎡です。内訳につきましては、議案書資料の表のとおりです。</p> <p>今回の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上、御審議の程、よろしく申し上げます。</p>

議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございません。
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第6号、農地利用最適化推進委員の辞任に対する同意についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局から議案第6号について概要を説明する。】</p> <p>議案書19頁、議案書資料7頁を御覧ください。</p> <p>議案第6号、農地利用最適化推進委員の辞任に対する同意について、御説明します。</p> <p>鯨井章男委員から9月6日付けで、令和5年9月30日をもって農地利用最適化推進委員を辞任したいとの辞任願が提出されたところです。理由については〇〇〇〇〇〇〇〇で、正当な事由に該当すると認められますので、農業委員会等に関する法律第23条に基づき、辞任をすることについて農業委員会の同意を頂くためお諮りするものです。以上です。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございません。
議長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。

	<p>(なしの声)</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。本案に同意するに委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、同意すべきものと決しました。ここで、暫時、休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p> <p>【鯨井章男農地利用最適化推進委員へ感謝状を贈呈】</p> <p>(再開)</p> <p>これより、会議を再開します。</p>
<p>会長</p>	<p>次に、議案第7号、令和6年度熊谷市農業施策に関する意見書（案）についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>【事務局から議案第6号について概要を説明する。】 お手元の黄色の封筒の中にある議案書を御覧ください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第7号、令和6年度熊谷市農業施策に関する意見書（案）について、説明します。</p> <p>毎年10月上旬に熊谷市長に対し、熊谷市農業委員会として来年度の施策に農業発展のために活かしていただきたいとの趣旨から意見を提出することになっています。今年も10月2日に市長室にて小林市長に会長から手渡すこととなっております。この意見書の案について御審議いただくものです。</p> <p>はじめの前文に続き、大きく4つの柱で構成されています。</p> <p>まず、「遊休農地対策について」ですが、遊休農地解消のための支援、基盤整備事業の推進強化、燃料・農業資材等の高騰への更なる対応についての3項目です。</p> <p>大きな2点目の「担い手の育成・支援について」ですが、担い手農家への支援、新規就農者支援体制の拡充の2項目です。</p> <p>大きな3点目の「農地の有効利用の推進」では、農地中間管理事業の丁寧な説明、多様な第三者への営農継承の実現の2項目です。</p> <p>最後の4点目はその他として、市民営農増設の推進、熊谷特産農産物の研究の推進、交付対象外水田の廃止の3項目を挙げております。</p> <p>これらについて御議論いただき、10月2日に市長へ提言したいと考えております。説明は以上です。</p>

議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	<p>特にございません。</p> <p>なお、今回の意見書の取りまとめにあたり、先月の総会までに委員皆様からお伺いした御意見については、ほぼ反映されております。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第7号、令和6年度熊谷市農業施策に関する意見書(案)について、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p> <p>以上で、全議案の審議が終了いたしました。</p> <p>続きまして、報告事項(1)から(7)につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき、専決処分済みの事項でありますので、御了承をお願いいたします。</p> <p>次に、報告事項(8)再弁明書について、事務局の報告及び説明を求めます。</p>
事務局次長	【事務局から、報告事項(7)競売買受適格者の証明について(農地法第5条届出該当)の補足説明及び報告事項(8)再弁明書について概要を説明する。】
議長	<p>事務局の報告及び説明が終わりました。本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に、質疑、意見等もないようです。以上で本日の議案、報告、すべて終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局	<p>木部会長、ありがとうございました。</p> <p>次に次第の6、その他に移らせていただきます。</p>

【親睦旅行について、幹事長より説明。次回総会案内通知に出欠確認通知を同封する。続いて農業経営及び農地利用の意向等に関する調査について、10月より郵送を開始するので御指導をお願いする旨説明。続いて、農委だより第74号発行報告、県農地等利用最適化の推進施策に関する意見書について情報提供、優良農家被表彰者推薦について漏れがないか確認をそれぞれ行う。】

事務局からは以上ですが、皆様から何かありますでしょうか。

(なしの声)

それでは、閉会のあいさつを夏目会長職務代理にお願いいたします。

夏目会長職務代理

(閉会のあいさつ)

事務局次長

ありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長
次長兼農政係長
主任
主任

浅見 和彦
佐藤 雅史
吉永 剛
滝口 悠太

令和5年9月28日

熊谷市農業委員会

会 長 木 部 富 次 _____

署名委員 大 野 隆 一 _____

署名委員 水 野 明 _____